

## ヤマハルーター VPN拡張ライセンス 利用規約

ヤマハ株式会社（以下「ヤマハ」）は、「ヤマハルーター（以下「本製品」）の VPN 拡張ライセンス（以下 VPN 拡張ライセンス）」の規約（以下「本規約」）を以下のとおり定めます。

### 第 1 節 総則

#### 第 1 条（用語の定義）

本規約は、以下の用語の意味を、次のとおり定義します。

- （1）「VPN 拡張ライセンス」とは、本製品の VPN 機能を拡張するサービス、およびそのサポートの総称をいいます。
- （2）「ライセンスキー」とは、ヤマハが提供する VPN 拡張ライセンスを利用するために使うライセンスキーをいいます。
- （3）「お客様」とは、本規約に同意頂いた上で、VPN 拡張ライセンスを利用する者のことをいいます。

#### 第 2 条（本規約の適用）

- （1）本規約は、ヤマハが提供する VPN 拡張ライセンスの利用に際し適用されます。
- （2）本規約は、ヤマハがお客様にライセンスキーを提供した時点から発効するものとします。
- （3）ヤマハは以後、本規約を改定、追加、および変更（以下「改定等」）できるものとします。なお、ヤマハが、本規約の改定等を行う場合、発効日の 30 日前までにヤマハ公式ホームページに掲載しお知らせします。

### 第 2 節 利用上のご注意

#### 第 3 条（ライセンスキー）

お客様は、VPN 拡張ライセンスの利用にあたり、ライセンスキーが必要となります。内容は以下のとおりです。

- （1）VPN 拡張ライセンスは、お客様にライセンスキーが提供された後、直ちに利用可能となります。
- （2）VPN 拡張ライセンスは、お客様が購入後、無期限に利用できます。
- （3）お客様は、お客様自身が指定する VPN 拡張ライセンスの管理者（以下、管理者）に限り、お客様に提供されたライセンスキーを開示することができ、それ以外は開示しないように適切な処置を講ずる義務が生じます。また管理者は、お客様に提供されたライセンスキーをお客様または管理者、販売店以外のいかなる第三者にも開示してはいけません。
- （4）管理者が、本規約に違反した場合、その責はお客様が負うものとします。

### 第 3 節 購入

#### 第 4 条（VPN拡張ライセンスの利用準備）

- （1）お客様は、VPN拡張ライセンスの利用にあたり、VPN拡張ライセンス対応ファームウェアを搭載した本製品とVPN拡張ライセンスの購入が必要です。
- （2）お客様は、ライセンスと本製品のVPN拡張ライセンス対応ファームウェアのダウンロード（リビジョンアップを含む）、及びVPN拡張ライセンス利用時に発生するパケット通信費用及び作業費用を負担するものとします。

## 第 4 節 責任

### 第 5 条 (禁止事項)

ヤマハは、VPN 拡張ライセンスの利用に際し、お客様に次の行為を禁止するものとします。

- (1) 本規約に反する行為
- (2) VPN 拡張ライセンスを不正な目的をもって利用する行為、またはその準備を目的とする行為
- (3) VPN 拡張ライセンスの申込の際に発生する登録または届け出事項に対し、虚偽の事実および内容をヤマハまたはヤマハの販売代理店へ届ける行為
- (4) VPN 拡張ライセンスに関するヤマハ、または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為また侵害の恐れがある行為
- (5) VPN 拡張ライセンスで利用する VPN 拡張ライセンス対応ファームウェアの全部または一部の修正、改変、逆コンパイル、逆アセンブル、その他リバース・エンジニアリング等を行う行為
- (6) VPN 拡張ライセンスを頒布、流布、その他著作権を侵害する行為または侵害の恐れがある行為
- (7) 故意や過失を問わず、上記各項のほか法令、本規約もしくは公序良俗に違反する行為またその違反の恐れがある行為
- (8) その他、ヤマハが、合理的理由において不適切と判断する行為

### 第 6 条 (責任の制限)

- (1) ヤマハは、VPN 拡張ライセンス及び VPN 拡張ライセンス対応ファームウェアの内容について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、法令上認められない場合を除き、いかなる保証も行わないものとします。
- (2) お客様は、VPN 拡張ライセンスの利用に伴ってお客様の通信速度の低下等が発生する可能性があることを予め承するものとします。
- (3) お客様は、VPN 拡張ライセンス対応ファームウェアのダウンロード及びインストールについてお客様の自己責任で行うものとし、ヤマハはその完全性や正確性等につき、いかなる保証も行わないものとします。
- (4) VPN 拡張ライセンスの提供、遅滞、変更、中止及び廃止、VPN 拡張ライセンスを通じた情報等の消失ならびにその他関連して発生したお客様の損害について、ヤマハに故意または重過失がある場合を除いて、ヤマハはいかなる補償も行わないものとします。なお、ヤマハに故意または重過失があることが認められ、お客様に補償を行う場合、本製品の対価を上限とします。
- (5) ヤマハは、如何なる時も、本規約に関連してお客様に補償を行う場合は、本製品の対価を上限とします。

### 第 7 条 (損害賠償)

- (1) お客様は、VPN 拡張ライセンスの利用においてお客様の責でヤマハに損害を与えた場合、ヤマハが被った一切の損害を賠償するものとします。
- (2) お客様が、第三者に損害を与えた場合、または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様は、自己の責任と費用でこれを解決し、ヤマハにいかなる責任も負担させないものとします。万一、お客様の責に帰すべき事由によりヤマハが他のお客様や第三者から責任を迫られた場合は、お客様はその責任と費用で当該紛争を解決するものとし、ヤマハにいかなる責任をも負担させないものとします。

## 第 5 節 変更等

### 第 8 条 (VPN拡張ライセンスの変更)

- (1) ヤマハは、お客様に事前通知することなく、VPN 拡張ライセンスの全部または一部を変更および追加できるものとします。そして、そのような変更および追加を行った場合、ヤマハはお客様やその他の第三者に対し、いかなる責任も負担しないものとします。

### 第 9 条 (VPN拡張ライセンスの提供停止)

- (1) ヤマハは、技術上または運用上の理由により、VPN拡張ライセンスの提供を停止する必要があると判断した場合、VPN拡張ライセンスの提供を停止できるものとします。
- (2) ヤマハは、本条に定めるVPN拡張ライセンスの提供停止によりお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。

## 第 6 節 利用終了

### 第 10 条 (VPN拡張ライセンス利用終了)

- (1) ヤマハは、以下の事態が発生した場合、お客様へ事前の通知なくお客様による VPN 拡張ライセンスの利用を終了できるものとします。またお客様が VPN 拡張ライセンスを複数利用する場合も、同様に利用しているすべての VPN 拡張ライセンスの利用を終了できるものとします。
  1. お客様が、本規約に反する行為をし、または違反状態に至った場合
  2. その他、ヤマハが、お客様に対しVPN拡張ライセンスの利用を継続するのに不相当であると判断した場合
- (2) VPN 拡張ライセンスの利用が終了した場合、ヤマハはお客様にいかなる理由であっても、VPN 拡張ライセンスの購入代金を一切返金しません。

### 第 11 条 (VPN拡張ライセンスの利用終了後の措置および残存条項)

お客様が、VPN 拡張ライセンスの利用を終了した場合に、ヤマハは VPN 拡張ライセンスに関する一切の責任を負わないものとします。ただし VPN 拡張ライセンスの利用の終了後においても、VPN 拡張ライセンスに関するお客様の債務は、債務の履行がヤマハで確認できるまで消滅しないものとします。

## 第 7 節 一般事項

### 第 12 条 (権利の帰属)

VPN拡張ライセンスおよびこれに付随する産業財産権、ノウハウ、技術情報等一切の知的財産権、および、著作権(ヤマハが作成する資料等の著作権含む)は、すべてヤマハに帰属するものとします。

### 第 13 条 (譲渡の禁止)

お客様は、本規約に特段の定めが無い限り、本規約に基づく権利義務の一部または全部を、第三者に利用させる行為のほか、譲渡、貸与または質入等の担保権の設定その他一切の処分をしてはならないものとします。

第 14 条（準拠法）

本規約は、日本国の法令に準拠し、これに基づいて解釈されるものとします。

第 15 条（合意管轄）

VPN拡張ライセンスの利用に関連して、万が一ヤマハとお客様との間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、2022年1月25日に制定します。

以上  
ヤマハ株式会社